

**商 法** (配点 40 点)**【問題】**

以下の【設例】を読んで、【設問 1】及び【設問 2】に解答しなさい。

**【設例】**

1. P 株式会社（以下「P 社」という。）は、自動車部品の製造販売会社で、東証の上場企業である。代表取締役会長 A、代表取締役社長 B、代表取締役副社長 C、専務取締役 D、常務取締役 E、取締役人事部長 F、取締役経理部長 G、取締役総務部長 H の 8 名の取締役及び 3 名の監査役 I・J・K が取締役会の構成メンバーである。  
P 社の資本金は 5000 億円、総資産 8000 億円の会社である。
2. Q 株式会社（以下「Q 社」という。）は、精密機器の製造販売会社で、上場はしていないが中堅の公開会社で、役員構成は、代表取締役社長 A、専務取締役 R、常務取締役 S、取締役人事部長 T、取締役経理部長 U、取締役総務部長 V、監査役 W である。Q 社の筆頭株主は P 社で 40% を保有し、A の Q 社における影響力は絶大なものがあつた。
3. P 社代表取締役会長 A は、P 社の創業者でワンマン経営をしてきた。A は、P 社の更なる業績向上を目指し、Q 社を吸収合併しようと考えた。P 社を存続会社、Q 社を消滅会社とし、合併比率は、客観的に明らかに P 社に有利な 4 対 1 とし、Q 社株 4 株に対し P 社株 1 株の合併を目論んだ。客観的に適正な合併比率は 3 対 1 であつた。
4. Q 社取締役会が開催され、本件合併について審議し賛成多数で可決された。賛成した取締役は、A・R・S・T で、反対は U、棄権は V であつた。R・S・T は、会社の役員にしてもらった恩義を創業者 A に対し感じており A の考えに反対することはない。
5. その後、Q 社の定時株主総会で、本件合併が議題となり、P 社との合併によるメリット及びデメリットについて種々質疑応答がなされ、P 社の賛成票の議決権行使によってかろうじて可決された。

**【設問 1】** (配点 20 点)

Q 社株主 X は、5 年前から 10% を保有する株主であるが、本件合併に関する Q 社取締役会決議に瑕疵があるとして、その決議の無効を主張したいと考えている。X の主張の当否について解答しなさい。

**【設問 2】** (配点 20 点)

Q 社株主 X は、さらに、本件合併に関する Q 社株主総会決議にも瑕疵があるとして、その決議の取消を主張したいと考えている。X の主張の当否について解答しなさい。Q 社株主総会決議から 1 か月後の時点に立って解答しなさい。

以上